

香川県条例第25号

香川県個人情報保護条例の一部を改正する条例

香川県個人情報保護条例（平成16年香川県条例第57号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

第1

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>2～5 略</p> <p><u>6 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。</u></p> <p><u>7 この条例において「保有特定個人情報」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、行政文書等に記録されているものに限る。</u></p> <p><u>8 略</u></p> <p>(収集の制限)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 略</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) 前各号に掲げる場合のほか、香川県個人情報保護審議会の意見を聴いた上で、個人情報を本人以外の者から収集することにつき相当の理由がある場合であって、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと実施機関（議会にあっては、議長。第4項第3号、<u>第7条の2第2項</u>、第9条、第13条（第3項を除く。）、第3節（第14条及び第16条第8号を除く。）、第4節（第28条第1項を除く。）、第5節（第36条第1項</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>2～5 略</p> <p><u>6 略</u></p> <p>(収集の制限)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 法令又は他の条例（以下「法令等」という。）に定めがあるとき。</p> <p>(3)～(6) 略</p> <p>(7) 前各号に掲げる場合のほか、香川県個人情報保護審議会の意見を聴いた上で、個人情報を本人以外の者から収集することにつき相当の理由がある場合であって、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと実施機関（議会にあっては、議長。第4項第3号、第9条、第13条（第3項を除く。）、第3節（第14条及び第16条第8号を除く。）、第4節（第28条第1項を除く。）、第5節（第36条第1項及び第38条を除く。）</p>

及び第38条を除く。) 並びに第46条第1項において同じ。) が認めるとき。

3 略

4 実施機関は、思想、信条又は信教に関する個人情報及び社会的差別の原因となるおそれのある個人情報を収集してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 略

- (2) 犯罪の予防等を目的としてこれらの個人情報を収集するとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、香川県個人情報保護審議会の意見を聴いた上で、その個人情報取扱事務の目的を達成するためにこれらの個人情報が必要であって、かつ、欠くことができないと実施機関が認めるとき。

(利用及び提供の制限)

第7条 実施機関は、法令等に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報(保有特定個人情報を除く。次項、第8条第1項及び第46条第1項において同じ。)を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 略

(保有特定個人情報の利用の制限)

第7条の2 実施機関は、利用目的以外の目的のために保有特定個人情報を自ら利用してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であると認めるとときは、利用目的以外の目的のために保有特定個人情報を自ら利用することができる。ただし、保有特定個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(開示請求権)

第14条 略

並びに第46条第1項において同じ。) が認めるとき。

3 略

4 実施機関は、思想、信条又は信教に関する個人情報及び社会的差別の原因となるおそれのある個人情報(以下「特定個人情報」と総称する。)を収集してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 法令等に定めがあるとき。

(2) 犯罪の予防等を目的として特定個人情報を収集するとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、香川県個人情報保護審議会の意見を聴いた上で、その個人情報取扱事務の目的を達成するために特定個人情報が必要であって、かつ、欠くことができないと実施機関が認めるとき。

(利用及び提供の制限)

第7条 実施機関は、法令等に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 略

(開示請求権)

第14条 何人も、実施機関に対し、当該実施機関の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示の請求(以下「開示請求」という。)をすることができる。

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人（保有特定個人情報にあっては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人）（以下「代理人」という。）は、本人に代わって開示請求をすることができる。

3 略

（利用停止請求権）

第36条 略

（1）次のいずれかに該当するとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去

ア 第6条（第3項を除く。）の規定に違反して収集されたものであるとき。

イ 第7条又は第7条の2の規定に違反して利用されているとき。

ウ 番号利用法第20条の規定に違反して収集され、又は保管されているとき。

エ 番号利用法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号利用法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。以下同じ。）に記録されているとき。

（2）第7条若しくは第8条第2項又は番号利用法第19条の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止

2・3 略

（個人情報保護審議会）

第56条 略

2 審議会は、前項の審議を行うほか、個人情報の保護に関する制度の運営及び改善並びに番号利用法第27条第1項に規定する評価書に記載された特定個人情報ファイルの取扱いについて、知事又は実施機関に意見を述べることができる。

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人（以下「代理人」という。）は、本人に代わって開示請求をすることができる。

3 略

（利用停止請求権）

第36条 何人も、第25条第1項又は第27条第2項の規定により開示を受けた自己又は死亡した者を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、死亡した者を本人とする保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）の請求は、当該保有個人情報の開示を受けた遺族に限り、これをすることができる。

（1）第6条（第3項を除く。）の規定に違反して収集されたものであるとき、又は第7条の規定に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去

（2）第7条又は第8条第2項の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止

2・3 略

（個人情報保護審議会）

第56条 この条例の規定による諮問に応じて審議を行うため、香川県個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、前項の審議を行うほか、個人情報の保護に関する制度の運営及び改善並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第27条第1項に規定する評価書に記載された同法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルの取扱いに

3~11 略

について、知事又は実施機関に意見を述べることができる。

3~11 略

第2

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>2~7 略</p> <p>8 <u>この条例において「情報提供等記録」とは、番号利用法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。</u></p> <p>9 略</p> <p>(保有特定個人情報の利用の制限)</p> <p>第7条の2 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有特定個人情報（情報提供等記録を除く。以下この項において同じ。）を自ら利用することができる。ただし、保有特定個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。</p> <p>(事案の移送)</p> <p>第23条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報（情報提供等記録を除く。第34条第1項及び第5節において同じ。）が他の実施機関から提供されたものであるとき、その他他の実施機関において開示決定等をすることにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合において、移送をした実施機関は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。</p> <p>2・3 略</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>2~7 略</p> <p>8 略</p> <p>(保有特定個人情報の利用の制限)</p> <p>第7条の2 実施機関は、利用目的以外の目的のために保有特定個人情報を自ら利用してはならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有特定個人情報を自ら利用することができる。ただし、保有特定個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。</p> <p>(事案の移送)</p> <p>第23条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報が他の実施機関から提供されたものであるとき、その他他の実施機関において開示決定等をすることにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合において、移送をした実施機関は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。</p> <p>2・3 略</p>

(保有個人情報の提供先への通知)

第35条 実施機関は、訂正決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先（情報提供等記録にあっては、総務大臣及び番号利用法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者（当該訂正に係る番号利用法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。））に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

(保有個人情報の提供先への通知)

第35条 実施機関は、訂正決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

附 則

この条例は、平成27年10月5日から施行する。ただし、第1の表中第6条第2項第7号の改正規定及び第7条の次に1条を加える改正規定（第7条の2第2項に係る部分に限る。）は平成28年1月1日から、第2の表の改正部分は規則で定める日から施行する。